



平成 22 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 三菱倉庫株式会社
代表者名 取締役社長 岡本 哲郎
(コード番号：9301 東証第一部、大証第一部)
問合せ先 業務部長 久保 利克
T E L 03 (3278) 6611

富士物流株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

三菱倉庫株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 7 月 30 日開催の取締役会において、富士物流株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 22 年 7 月 30 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の発行済株式のうち、対象者の主要株主である富士電機ホールディングス株式会社（以下「富士電機ホールディングス」といいます。）の保有する対象者株式（保有株式数 6,835,800 株、平成 22 年 3 月 31 日現在において、対象者が保有する自己株式 579,352 株を除く対象者の発行済株式総数（24,390,648 株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 28.03%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）の一部（1,248,500 株、対象者の発行済株式総数（24,970,000 株）に占める割合にして 5%。以下「富士電機ホールディングス応募対象外株式」といいますが、富士電機ホールディングスが、富士電機ホールディングス応募対象外株式に相当する他の対象者株式を保有するに至った場合には、当該他の対象者株式を指すものとします。以下同じです。）及び対象者が保有する自己株式を除いた、対象者の発行済株式の全部を取得することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんが、応募株券等の数の合計が 16,262,000 株（保有割合にして 66.67%に相当する株式数（16,261,246 株）から単元未満に係る数を切り上げた株式数）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全部（対象者が保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式は除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの後に、当社は、対象者に対して後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実行を要請し、当社が、対象者の保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式以外の対象者の発行済株式の全部を取得することを予定しています。

なお、当社は富士電機ホールディングス及び株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。

す。) (保有株式数 6,491,000 株、保有割合にして 26.61%) それぞれとの間で平成 22 年 7 月 30 日付で公開買付応募契約書を締結し、同契約書における当社の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、並びに同契約書に定める義務の重大な違反が存在しないこと等を条件に、富士電機ホールディングスがその保有する対象者株式の一部 (5,587,300 株、保有割合にして 22.91%) を、豊田自動織機がその保有する対象者株式の全てを、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、当社は、富士電機ホールディングスとの間で、富士電機ホールディングスが富士電機ホールディングス応募対象外株式を本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

また、上記のとおり、富士電機ホールディングスはその保有する対象者株式につき、富士電機ホールディングス応募対象外株式を除く全てを本公開買付けに応募する予定ですが、当社、富士電機ホールディングス及び対象者は平成 22 年 7 月 30 日付で業務委託に関する三社間基本契約書を締結しており、本公開買付けの成立及び決済の完了を条件として、本公開買付け後の一定期間において富士電機ホールディングスグループと対象者グループとが一定の条件の下でこれまでの取引関係を継続する方針の合意、及び、富士電機ホールディングスグループがこれまでと基本的に同一の条件で、対象者グループに対し、富士電機ホールディングスグループの委託する物流業務の遂行に必要な情報を提供するとともに、富士電機ホールディングスグループの設備及び IT システム等の使用、並びに富士電機ホールディングスグループの保有する著作権等の知的財産権の使用等を認める旨の合意をしております。この他、当社、富士電機ホールディングス及び対象者は、①富士電機ホールディングスが、上記三社間基本契約書に係る契約が有効に存続していることを前提に、本公開買付けの決済後 2 年間、対象者の発行済株式総数に占める割合にして 5% に相当する数の対象者株式を継続して保有すること、及び、②当該期間の経過後は、原則として当該株式を本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付価格 (以下「本買付価格」といいます。) と同水準の価格で買い取るよう、当社に対して請求できる旨の合意をしております。

また、対象者によれば、対象者は平成 22 年 7 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある大久保孝司氏及び石原敏彦氏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しています。また、同議案の審議については、対象者の 3 名の監査役のうち、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある豊田康晴氏及び江澤賢一氏を除く対象者の監査役が参加し、当該監査役は対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことでした。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、わが国倉庫事業のさきがけとして明治 20 年の創立以来、物流という社会インフラの担い手として、一貫して物流事業の事業基盤拡大に取り組んでまいりました。現在では、倉庫事業を中核として陸上運送事業、港湾運送事業及び国際運送取扱事業を総合的に運営し、また、ビル賃貸業を中心とした不動産事業を併営しております。

平成 22 年 3 月に発表した新・中期経営計画[2010-2012]では、「グローバル化に対応した国内外一体のロジスティクス事業の拡充」を基本方針に掲げ、国内外に亘り多様化するお客様のニーズと変化に対応し、お客様にロジスティクスに係る全体最適を提供すべく、グローバルかつ高度なサービスの拡充に取り組んでおります。

対象者は、富士電機ホールディングス (旧富士電機製造株式会社) 及び同傘下企業の物流合理化を目的として、富士電機ホールディングスグループの物流部門を分離集約して昭和 50 年に設立されました。対象者は、設立以来「製販一貫物流」のコンセプトの下、総合的な物流サービスの提供に取り組んでまいりました。

また、平成 16 年 3 月には、対象者、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機の三社による資本提携・業務提携契約を締結し、企業に対して、①国際物流を含めて、低コスト、高効率のトータル物流サービスを積極的に提案し、②従来の物流サービスを越えた、電機・電子機器等の組立、保守サービス等の新たな高付加価値サービスを開発することを主目的として、豊田自動織機が対象者の総株主の議決権の約 27% 相当を富士電機ホールディングスから譲り受け、第 2 位株主となりました。

対象者は、近年では、メーカー系物流を源泉とした電機・電子機器等の取り扱いに係る強みや、設立以来培ってきたノウハウに基づく高い提案力を背景に、国内の製造業企業を中心とした安定した顧客基盤を構築しており、更なる3PLサービスへの注力により外販比率の向上を軸とした業容の拡大に取り組んでいます。

当社及び対象者が属する物流業界は、国内外の景気悪化の影響により日本国内の物流量及び輸出入貨物が減少しており、厳しい競争環境が続いております。また、荷主企業の更なるグローバル化の進展や物流合理化への対応が求められる等、今後も厳しい経営環境が続くものと考えられます。

このような状況の中、当社は、本年2月、対象者の主要株主かつ業務提携先である富士電機ホールディングス及び豊田自動織機より両社の保有する対象者株式の買付者としての対象者の新たなパートナーを検討する旨の打診を受け、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機より提供された情報に基づき、対象者の中長期的な企業価値向上のための経営方針や対象者株式の取得によって得られるシナジー効果等、対象者株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。

そして、当社は、かかる分析、検討を経て、対象者株式の買付候補者となり、対象者、及び対象者の筆頭株主であり、かつ対象者の主要取引先である富士電機ホールディングスとの間で、対象者の今後の更なる企業成長戦略及び当社と対象者のシナジー効果等を検討し、対象者の企業価値の向上について協議を重ねてまいりました。

当社としては、対象者とのこれまでの協議を通じて、両社の物流事業に関する基本的な考え方は、「お客様の目線から物流の全体最適化を支援するパートナー」「グローバル化に対応した、国内外一体のロジスティクスサービスプロバイダー」を目指すという点で一致していることが確認され、対象者を当社グループの重要な一員として迎え入れることが、当社のみならず3PLの拡大を目指す対象者の企業価値の向上に資するものと判断するに至りました。

具体的には、両社国内外拠点の共有化や輸配送機能の相互活用を含め、両社の補完関係は高く、以下に挙げられる様に、収益拡大及び効率化・コスト改善の双方の観点から、大きなシナジー効果が期待されると考えられます。

- (a) 当社が構築している港頭地区に立地する国内物流拠点や欧米、中国その他アジア諸国に展開する当社海外拠点及び国際物流ノウハウの対象者顧客への提供
- (b) 対象者が国内各地に保有する緊急パーツ配送網やコールセンター、ITドライバー等による付加価値配送サービスの活用による、当社業務領域の拡大
- (c) 当社の有する医薬品、食料・飲料、資材等の取扱いノウハウと、対象者の有する電機・電子機器、精密機器、半導体等の取扱いノウハウの共有による提案力・販売力の強化
- (d) 両社の保有する物流施設・設備の共有化による、借庫利用の削減及び自社施設の稼働率向上
- (e) 相互に構築している輸配送網の有機的連携による、輸配送コストの削減と顧客利便性の向上及び環境負荷の軽減

なお、本公開買付け成立後においても、これまで対象者グループと富士電機ホールディングスグループとの間で構築されてきた良好な取引関係を維持・発展させるために、当社、富士電機ホールディングス及び対象者は、平成22年7月30日付で業務委託に関する三社間基本契約書を締結しており、また、本公開買付け成立後のみならず当社が対象者の保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式以外の対象者の発行済株式の全部を取得した後においても、富士電機ホールディングスは対象者の発行済株式総数に占める割合にして5%に相当する数の対象者株式を継続して保有する予定です。この他、上記のとおり、平成16年3月18日付で、対象者、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機の三社による資本提携・業務提携契約が締結されておりますが、本公開買付けの成立を以て同契約は終了する予定とのことです。

当社は、かかる検討の経緯を踏まえ、上記の当社と対象者とのシナジー効果の早期実現を目的とし、対象者が当社グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、当社と対象者が共に目指す、お客様の物流全体最適を実現するロジスティクスサービスの実現に繋がり、両社の企業価値の向上、ひいては両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断し、本公開買付けの実施を決定いたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は物流事業において各種事業法に立脚した機能別組織体系を採用しており、対象者については、その事業形態や独自の顧客基盤を尊重した当社グループ内での位置付けを検討する予定です。

なお、対象者の従業員につきましては、本公開買付けが成立し、その決済が完了した場合、事業運営上合理的な範囲において、一定期間継続的に雇用することを予定しており、対象者の社名につきましても、当面現在の社名を継続して使用する方向で検討しております。また、本公開買付け後の対象者の経営体制については、基本的には当面現行の経営陣が引き続き担当し、当社から若干名の役員を派遣する予定です。なお、対象者及び対象者の各役員は、当社との間で、本公開買付け後の対象者の経営関与について合意をしております。

また、上述のとおり、当社、富士電機ホールディングス及び対象者は平成 22 年 7 月 30 日付で業務委託に関する三社間基本契約書を締結しており、本公開買付けの成立及び決済の完了を条件として、本公開買付け後の一定期間において富士電機ホールディングスグループと対象者グループとが一定の条件の下でこれまでの取引関係を継続する方針の合意、及び、富士電機ホールディングスグループがこれまでと基本的に同一の条件で、対象者グループに対し、富士電機ホールディングスグループの委託する物流業務の遂行に必要な情報を提供するとともに、富士電機ホールディングスグループの設備及び IT システム等の使用、並びに富士電機ホールディングスグループの保有する著作権等の知的財産権の使用等を認める旨の合意をしております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全部（対象者が保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式は除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け終了後、以下の方法により対象者の発行済株式の全部（対象者が保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式は除きます。）を取得するための手続を実施することを予定しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部（対象者が保有する自己株式は除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款一部変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式は除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交

付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、平成22年7月30日現在未定であります。当社は、当社が対象者の保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式を除く発行済株式総数の全部を保有することとなるよう、当社及び富士電機ホールディングス以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを対象者に対して要請する予定であります。なお、本公開買付け後における当社及び富士電機ホールディングス以外の対象者株主の対象者株式の保有状況によっては、当社のみが対象者の保有する自己株式を除く発行済株式総数の全部を保有することとなるよう、当社以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主（富士電機ホールディングスを含みます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを対象者に対して要請する可能性もあります。この場合、対象者の発行済株式総数に占める割合にして5%に相当する数の対象者株式については、上記手続きの完了により当社が対象者の保有する自己株式を除く発行済株式総数の全部を保有することとなった後、当社から富士電機ホールディングスに対する株式譲渡等の方法により、富士電機ホールディングスが保有する予定であります。この他、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

当社は、原則として、本公開買付けの決済日後3ヶ月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社が対象者の発行済株式の全部（対象者が保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式を除きます。）を保有するための手続きを完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記方法については、本公開買付け後の当社及び富士電機ホールディングスの株券等所有割合、当社及び富士電機ホールディングス以外の対象者株主の対象者株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、当社は、当社及び富士電機ホールディングス以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主（又は当社以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主）に対して、最終的に金銭等を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式の全部（対象者が保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式を除きます。但し、上記状況などによっては対象者が保有する自己株式のみを除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭等の価値についても、特段の事情がない限り、本買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主各位において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、

本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載したところに従い、当社は対象者の発行済株式の全部 (対象者が保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式は除きます。) を保有することを企図していますので、その場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は富士電機ホールディングス及び豊田自動織機それぞれとの間で平成 22 年 7 月 30 日付で公開買付応募契約書を締結し、同契約書における当社の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、並びに同契約書に定める義務の重大な違反が存在しないこと等を条件に、富士電機ホールディングスがその保有する株式の一部 (5,587,300 株、保有割合にして 22.91%) を、豊田自動織機がその保有する対象者株式の全て (6,491,000 株、保有割合にして 26.61%) を、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、当社は、富士電機ホールディングスとの間で、富士電機ホールディングスが富士電機ホールディングス応募対象外株式を本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

(7) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

①公開買付者における措置

(a) 価格の妥当性についての検討

当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。) に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました (なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析 (以下「DCF分析」といいます。)、類似取引比較分析及び1株当たり利益希薄化分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成 22 年 7 月 29 日に株式価値算定書を取得いたしました (なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得していません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	187円から195円
類似会社比較分析	211円から348円
DCF分析	342円から503円
類似取引比較分析	381円から448円
1株当たり利益希薄化分析	440円から477円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日直前に東京証券取引所において対象者の普通株式が取引された平成 22 年 7 月 27 日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値、直近1週間平均値、直近1ヶ月平均値、直近3ヶ月平均値、直近6ヶ月平均値を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を187円から195円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を211円から348円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者との間で生み出されるシナジー効果等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を342円から503円までと分析しております。DCF分析において使用した事業計画では、平成 23 年 3 月期については、平成 22 年 4 月 27 日に対象

者が公表した業績予想数値を、その後の期間については事業予測数値を採用しています。

また、類似取引比較分析では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去に実施された公開買付けにおける買付価格と対象会社の収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を381円から448円までと分析しております。

最後に、1株当たり利益希薄化分析を実施しており、当社の予想1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）に対して、本公開買付けの実施に伴う対象者の利益やのれん、その他損益の影響を勘案した、本公開買付け後の予想EPSを算定し、当社の既存株主にとって希薄化しない水準を基礎として、440円から477円が妥当な範囲と分析しました。

なお、当社は本買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、対象者の主要株主かつ業務提携先である富士電機ホールディングス及び豊田自動織機がその保有する対象者株式の譲渡を複数の対象者の新たなパートナー候補者に打診したことに始まる買付候補者の選定プロセスを通じた両社との間における価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施されたデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることを見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成22年7月30日開催の取締役会において、本買付価格を1株当たり450円と決定いたしました。なお、当社は、上記プロセスにおいて、最終的に富士電機ホールディングス及び豊田自動織機から対象者の新たなパートナーとして選定され、両社それぞれとの間で平成22年7月30日付で公開買付応募契約書を締結しております。

本買付価格である1株当たり450円は、本公開買付け公表日直前に東京証券取引所において対象者の普通株式が取引された平成22年7月27日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の195円に対して、130.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成22年7月21日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値194円（小数点以下四捨五入）に対して132.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成22年6月28日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値188円（小数点以下四捨五入）に対して139.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成22年4月28日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値187円（小数点以下四捨五入）に対して140.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成22年1月28日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値187円（小数点以下四捨五入）に対して140.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

なお、当社は、対象者との間で、対象者が当社の対抗者と接触することを一切禁止するような合意を行っておりません。

② 対象者における措置

(a) 価格の妥当性についての検討

対象者によれば、対象者は、本買付価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケット」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年7月28日付で大和証券キャピタル・マーケットから株式価値算定書を取得したとのこ

とです（なお、対象者は大和証券キャピタル・マーケットから本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。対象者によれば、大和証券キャピタル・マーケットによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

大和証券キャピタル・マーケットは、対象者からの上記依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、対象者は平成22年7月28日に大和証券キャピタル・マーケットより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成22年7月23日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値を基に186円～187円、DCF法では285円～361円と算定されているとのことです。なお、大和証券キャピタル・マーケットがDCF法の算定にあたって使用した事業計画には、平成23年3月期については、平成22年4月27日に対象者が公表した業績予想数値を、その後の期間については事業予測数値を採用しているとのことです。

(b) 利益相反のおそれを排除するための検討会の設置

対象者は、本公開買付けを含む富士電機ホールディングス及び豊田自動織機による対象者株式の譲渡（以下「本取引」といいます。）に関し、対象者の大株主である富士電機ホールディングス及び豊田自動織機が本公開買付けに応募する予定であることから、富士電機ホールディングス又は豊田自動織機の取締役、監査役又は従業員を兼務している対象者の取締役及び監査役については、本取引の実行に係る判断にあたって、対象者と富士電機ホールディングス又は豊田自動織機との間で利益が相反するおそれがあることに鑑み、対象者の少数株主の利益の尊重に欠くところのないよう、当該利益相反のおそれを排除するため、富士電機ホールディングス又は豊田自動織機の子会社である取締役、監査役又は従業員を兼務していない対象者の取締役及び監査役により組織する検討会（以下「本検討会」といいます。）を設置し、本検討会において、本取引に関する審議及び検討等を行ったとのことです。

本検討会は、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機が本取引にあたり実施した対象者株式の買付候補者の選定プロセスにおいて、各候補が提示した条件について審議及び検討を行い、当該各候補の提示する条件のうち、当社の提示する条件が、対象者の株主にとっての経済的利益及び対象者の企業価値の最大化という観点から考えて、総合的に最も良い条件であると判断し、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機に対し、当該判断の内容を通知したとのことです。

また、本検討会は、本取引の条件等について審議及び検討を行った結果、平成22年7月29日付で、本検討会の構成員の全員一致で、①本公開買付けの買付条件（本買付価格を含みます。）は妥当であり、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることは妥当であると判断したとのことです。

なお、対象者は、本取引の検討の過程において、本取引の検討過程の客観的合理性及び適法性を確保するため、フィナンシャル・アドバイザーとして大和証券キャピタル・マーケットを選定し、また専門性を有する法律事務所として西村あさひ法律事務所を選定し、両者からの助言を受けて本取引の検討を進めていたとのことですが、本検討会も、両者からの助言を受けて本取引の検討を進めていたとのことです。

(c) 独立した法律事務所からの助言

「(b) 利益相反のおそれを排除するための検討会の設置」に記載のとおり、対象者の取締役会は、本検討会の判断に基づき、本取引の検討過程の客観的合理性及び適法性を確保するため、対象者及び当社から独立した法律事務所として西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所からの助言を受けて本取引

の検討を行ったとのことです。

(d)利益相反のおそれのない取締役及び監査役全員の承認

対象者の取締役のうち、当社との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主である豊田自動織機の常務執行役員を兼務している大久保孝司氏及び当社との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主である富士電機ホールディングスのエグゼクティブ・オフィサーを兼務している石原敏彦氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、平成 22 年 7 月 30 日開催の対象者の取締役会における本公開買付けに対する意見表明に関する議案の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議又は交渉にも参加していないとのこと。また、対象者の監査役のうち、豊田自動織機の代表取締役副社長を兼任している豊田康晴氏及び富士電機ホールディングスの経営企画本部財務室経理部長を兼務している江澤賢一氏も、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、同日開催の対象者の取締役会における本公開買付けに対する意見表明に関する議案の審議に参加していないとのこと。

平成 22 年 7 月 30 日開催の対象者の取締役会における本公開買付けに対する意見表明に関する議案については、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある大久保孝司氏及び石原敏彦氏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しています。また、同議案の審議については、対象者の 3 名の監査役のうち、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある豊田康晴氏及び江澤賢一氏を除く対象者の監査役が参加し、当該監査役は対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのこと。

この他、対象者は、平成 22 年 7 月 30 日に「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 30 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 23 年 3 月期の配当予想を修正し、平成 23 年 3 月期の剰余金の配当（中間配当及び期末配当）を行わないことを決議しているとのこと。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	富士物流株式会社																				
② 所 在 地	東京都港区三田三丁目 10 番 1 号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 道男																				
④ 事 業 内 容	物流事業、その他事業																				
⑤ 資 本 金	2,979,675 千円																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 50 年 2 月 15 日																				
⑦ 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>富士電機ホールディングス株式会社</td> <td>27.38%</td> </tr> <tr> <td>株式会社豊田自動織機</td> <td>26.00%</td> </tr> <tr> <td>富士通株式会社</td> <td>5.07%</td> </tr> <tr> <td>富士物流社員持株会</td> <td>3.46%</td> </tr> <tr> <td>関東総合輸送株式会社</td> <td>2.70%</td> </tr> <tr> <td>高橋 政夫</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>株式会社横浜銀行</td> <td>1.50%</td> </tr> <tr> <td>伊豆山 弘之</td> <td>1.20%</td> </tr> <tr> <td>北愛知リース株式会社</td> <td>0.95%</td> </tr> <tr> <td>株式会社損害保険ジャパン</td> <td>0.76%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(平成 22 年 3 月 31 日現在)</p>	富士電機ホールディングス株式会社	27.38%	株式会社豊田自動織機	26.00%	富士通株式会社	5.07%	富士物流社員持株会	3.46%	関東総合輸送株式会社	2.70%	高橋 政夫	2.00%	株式会社横浜銀行	1.50%	伊豆山 弘之	1.20%	北愛知リース株式会社	0.95%	株式会社損害保険ジャパン	0.76%
富士電機ホールディングス株式会社	27.38%																				
株式会社豊田自動織機	26.00%																				
富士通株式会社	5.07%																				
富士物流社員持株会	3.46%																				
関東総合輸送株式会社	2.70%																				
高橋 政夫	2.00%																				
株式会社横浜銀行	1.50%																				
伊豆山 弘之	1.20%																				
北愛知リース株式会社	0.95%																				
株式会社損害保険ジャパン	0.76%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社と対象者の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社と対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																				
人 的 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																				
取 引 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																				

(注 1) 「⑦大株主及び持株比率」には、対象者の自己株式 579,352 株 (2.32%) は含めておりません。

(注 2) 「⑦大株主及び持株比率」(注 1 を含みます。)は、対象者が平成 22 年 6 月 28 日に提出した第 36 期有価証券報告書より引用しております。

(注 3) 対象者は、本公開買付けに係る公開買付け期間中に、第 37 期第 1 四半期に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 8 月 2 日 (月曜日) から平成 22 年 9 月 15 日 (水曜日) まで (33 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

- ③ 期間延長の確認連絡先
該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金 450円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析、DCF分析、類似取引比較分析及び1株当たり利益希薄化分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成22年7月29日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	187円から195円
類似会社比較分析	211円から348円
DCF分析	342円から503円
類似取引比較分析	381円から448円
1株当たり利益希薄化分析	440円から477円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日直前に東京証券取引所において対象者の普通株式が取引された平成22年7月27日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値、直近1週間平均値、直近1ヶ月平均値、直近3ヶ月平均値、直近6ヶ月平均値を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を187円から195円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を211円から348円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者との間で生み出されるシナジー効果等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を342円から503円までと分析しております。DCF分析において使用した事業計画では、平成23年3月期については、平成22年4月27日に対象者が公表した業績予想数値を、その後の期間については事業予測数値を採用しています。

また、類似取引比較分析では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去に実施された公開買付けにおける買付価格と対象会社の収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を381円から448円までと分析しております。

最後に、1株当たり利益希薄化分析を実施しており、当社の予想EPSに対して、本公開買付けの実施に伴う対象者の利益やのれん、その他損益の影響を勘案した、本公開買付け後の予想EPSを算定し、当社の既存株主にとって希薄化しない水準を基礎として、440円から477円が妥当な範囲と分析しました。

なお、当社は本買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考

にし、対象者の主要株主かつ業務提携先である富士電機ホールディングス及び豊田自動織機がその保有する対象者株式の譲渡を複数の対象者の新たなパートナー候補者に打診したことに始まる買付候補者の選定プロセスを通じた両社との間における価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施されたデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成22年7月30日開催の取締役会において、本買付価格を1株当たり450円と決定いたしました。なお、当社は、上記プロセスにおいて、最終的に富士電機ホールディングス及び豊田自動織機から対象者の新たなパートナーとして選定され、両社それぞれとの間で平成22年7月30日付で公開買付応募契約書を締結しております。

本買付価格である1株当たり450円は、本公開買付け公表日直前に東京証券取引所において対象者の普通株式が取引された平成22年7月27日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の195円に対して、130.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成22年7月21日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値194円（小数点以下四捨五入）に対して132.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成22年6月28日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値188円（小数点以下四捨五入）に対して139.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成22年4月28日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値187円（小数点以下四捨五入）に対して140.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成22年1月28日から平成22年7月27日まで）の普通取引終値の単純平均値187円（小数点以下四捨五入）に対して140.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社及び対象者が属する物流業界は、国内外の景気悪化の影響により日本国内の物流量及び輸出入貨物が減少しており、厳しい競争環境が続いております。また、荷主企業の更なるグローバル化の進展や物流合理化への対応が求められる等、今後も厳しい経営環境が続くものと考えられます。

このような状況の中、当社は、本年2月、対象者の主要株主かつ業務提携先である富士電機ホールディングス及び豊田自動織機より両社の保有する対象者株式の買付者としての対象者の新たなパートナーを検討する旨の打診を受け、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機より提供された情報に基づき、対象者の中長期的な企業価値向上のための経営方針や対象者株式の取得によって得られるシナジー効果等、対象者株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。

そして、当社は、かかる分析、検討を経て、対象者株式の買付候補者となり、対象者、及び対象者の筆頭株主であり、かつ対象者の主要取引先である富士電機ホールディングスとの間で、対象者の今後の更なる企業成長戦略及び当社と対象者のシナジー効果等を検討し、対象者の企業価値の向上について協議を重ねてまいりました。

当社としては、対象者とのこれまでの協議を通じて、両社の物流事業に関する基本的な考え方は、「お客様の目線から物流の全体最適化を支援するパートナー」「グローバル化に対応した、国内外一体のロジスティクスサービスプロバイダー」を目指すという点で一致していることが確認され、対象者を当社グループの重要な一員として迎え入れることが、当社のみならず3PLの拡大を目指す対象者の企業価値の向上に資するものと判断するに至りました。

本公開買付け成立後においても、これまで対象者グループと富士電機ホールディングスグループとの間で構築されてきた良好な取引関係を維持・発展させるために、当社、富士電機ホールディングス及び対象者は、平成22年7月30日付で業務委託に関する三社間基本契約書を締結しており、また、本公開買付け成立後のみならず当社が対象者の保有する自己株式及び富士電機ホールディングス応募対象外株式以外の対象者の発行済株式の全部を取得した後においても、富士電機ホールディングスは対象者の発行済株式総数に占める割合にして5%に相当する数の対象者株式を継続して保有する予定です。

当社は、かかる検討の経緯を踏まえ、上記の当社と対象者とのシナジー効果の早期実現を目的とし、対象者が当社グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、当社と対象者が共に目指す、お客様の物流全体最適を実現するロジスティクス・サービスの実現に繋がり、両社の企業価値の向上、ひいては両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断するに至ったことから、当社は、平成22年7月30日、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により、本買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本買付価格を決定するにあたり、平成22年2月に当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書を平成22年7月29日に取得しております（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

(ii) 当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析、DCF分析、類似取引比較分析及び1株当たり利益希薄化分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行っており、各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	187円から195円
類似会社比較分析	211円から348円
DCF分析	342円から503円
類似取引比較分析	381円から448円
1株当たり利益希薄化分析	440円から477円

なお、当社は本買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、対象者の主要株主かつ業務提携先である富士電機ホールディングス及び豊田自動織機との間における上記プロセスを通じた価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施されたデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成22年7月30日開催の取締役会において、本買付価格を1株当たり450円と決定いたしました。なお、当社は、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機それぞれとの間で平成22年7月30日付で公開買付応募契約書を締結しております。

(対象者における買付価格の公正性を担保するための措置)

(a) 価格の妥当性についての検討

他方、対象者によれば、対象者は、本買付価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年7月28日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は大和証券キャピタル・マーケットツから本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです）。対象者によれば、大和証券キャピタル・マーケットツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

大和証券キャピタル・マーケットスは、対象者からの上記依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法、及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、対象者は平成22年7月28日に大和証券キャピタル・マーケットスより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットスが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成22年7月23日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値を基に186円～187円、DCF法では285円～361円と算定されているとのことです。なお、大和証券キャピタル・マーケットスがDCF法の算定にあたって使用した事業計画には、平成23年3月期については、平成22年4月27日に対象者が公表した業績予想数値を、その後の期間については事業予測数値を採用しているとのことです。

(b) 利益相反のおそれを排除するための検討会の設置

対象者は、本取引に関し、対象者の大株主である富士電機ホールディングス及び豊田自動織機が本公開買付けに応募する予定であることから、富士電機ホールディングス又は豊田自動織機の取締役、監査役又は従業員を兼務している対象者の取締役及び監査役については、本取引の実行に係る判断にあたって、対象者と富士電機ホールディングス又は豊田自動織機との間で利益が相反するおそれがあることに鑑み、対象者の少数株主の利益の尊重に欠くところのないよう、当該利益相反のおそれを排除するため、本検討会を設置し、本検討会において、本取引に関する審議及び検討等を行ったとのことです。

本検討会は、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機が本取引にあたり実施した対象者株式の買付候補者の選定プロセスにおいて、各候補が提示した条件について審議及び検討を行い、当該各候補の提示する条件のうち、当社の提示する条件が、対象者の株主にとっての経済的利益及び対象者の企業価値の最大化という観点から考えて、総合的に最も良い条件であると判断し、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機に対し、当該判断の内容を通知したとのことです。

また、本検討会は、本取引の条件等について審議及び検討を行った結果、平成22年7月29日付で、本検討会の構成員の全員一致で、①本公開買付けの買付条件（本買付価格を含みます。）は妥当であり、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることは妥当であると判断したとのことです。

なお、対象者は、本取引の検討の過程において、本取引の検討過程の客観的合理性及び適法性を確保するため、フィナンシャル・アドバイザーとして大和証券キャピタル・マーケットスを選定し、また専門性を有する法律事務所として西村あさひ法律事務所を選定し、両者からの助言を受けて本取引の検討を進めていたとのことですが、本検討会も、両者からの助言を受けて本取引の検討を進めていたとのことです。

(c) 独立した法律事務所からの助言

「(b) 利益相反のおそれを排除するための検討会の設置」に記載のとおり、対象者の取締役会は、本検討会の判断に基づき、本取引の検討過程の客観的合理性及び適法性を確保するため、対象者及び当社から独立した法律事務所として西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所からの助言を受けて本取引の検討を行ったとのことです。

(d) 利益相反のおそれのない取締役及び監査役全員の承認

対象者の取締役のうち、当社との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主である豊田自動織機の常務執行役員を兼務している大久保孝司氏及び当社との間で本公開買付けへの

応募について合意している対象者の大株主である富士電機ホールディングスのエグゼクティブ・オフィサーを兼務している石原敏彦氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、平成22年7月30日開催の対象者の取締役会における本公開買付けに対する意見表明に関する議案の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議又は交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、豊田自動織機の代表取締役副社長を兼任している豊田康晴氏及び富士電機ホールディングスの経営企画本部財務室経理部長を兼務している江澤賢一氏も、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、同日開催の対象者の取締役会における本公開買付けに対する意見表明に関する議案の審議に参加していないとのことです。

平成22年7月30日開催の対象者の取締役会における本公開買付けに対する意見表明に関する議案については、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある大久保孝司氏及び石原敏彦氏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しています。また、同議案の審議については、対象者の3名の監査役のうち、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある豊田康晴氏及び江澤賢一氏を除く対象者の監査役が参加し、当該監査役は対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

③ 算定機関との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,142,148 株	16,262,000株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,262,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 買付予定数は、対象者の平成22年6月28日提出の第36期有価証券報告書に記載された平成22年6月28日現在の発行済株式総数（24,970,000株）から同有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の対象者の保有する自己株式（579,352株）及び富士電機ホールディングス応募対象外株式（1,248,500株）を控除した株式数（23,142,148株）です。

(注4) 買付予定数の下限は、保有割合にして66.67%に相当する株式数（16,261,246株）から単元未満に係る数を切り上げた株式数（16,262,000株）です。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人に開設された応募株主等名義の口座に記載又は記録されている必要があります。

(注6) 会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,835 個	(買付け等前における株券等所有割合28.02%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	23,142 個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	24,232 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(23,142,148株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も富士電機ホールディングス応募対象外株式(1,248,500株)以外の株式について、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、富士電機ホールディングス応募対象外株式以外の株式(5,587,300株)に係る議決権の数(5,587個)は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成22年6月28日提出の第36期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された平成22年6月28日現在の対象者の発行済株式総数(24,970,000株)から同有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の対象者の保有する自己株式(579,352株)を控除した株式数(24,390,648株)に係る議決権の数である24,390個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております(なお、対象者の単元株式数は1,000株です)。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

10,413,966,600円

(注) 買付予定数(23,142,148株)に1株当たりの買付価格(450円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日
平成22年9月24日(金曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,262,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,262,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ、ヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

②公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合

③対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

さらには、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に関し、公正取引委員会から対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに公開買付代理人に到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買

付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日
平成 22 年 8 月 2 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社、富士電機ホールディングス及び対象者は平成 22 年 7 月 30 日付で業務委託に関する三社間基本契約書を締結しており、本公開買付けの成立及び決済の完了を条件として、本公開買付け後の一定期間において富士電機ホールディングスグループと対象者グループとが一定の条件の下でこれまでの取引関係を継続する方針の合意、及び、富士電機ホールディングスグループがこれまでと基本的に同一の条件で、対象者グループに対し、富士電機ホールディングスグループの委託する物流業務の遂行に必要な情報を提供するとともに、富士電機ホールディングスグループの設備及びITシステム等の使用、並びに富士電機ホールディングスグループの保有する著作権等の知的財産権の使用等を認める旨の合意をしております。この他、当社、富士電機ホールディングス及び対象者は、①富士電機ホールディングスが、上記三社間基本契約書に係る契約が有効に存続していることを前提に、本公開買付けの決済後 2 年間、対象者の発行済株式総数に占める割合にして 5%に相当する数の対象者株式を継続して保有すること、及び、②当該期間の経過後は、原則として当該株式を本買付価格と同水準の価格で買い取るよう、当社に対して請求できる旨の合意をしております。

また、対象者は平成 22 年 7 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある大久保孝司氏及び石原敏彦氏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しています。また、同議案の審議については、対象者の 3 名の監査役のうち、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある豊田康晴氏及び江澤賢一氏を除く対象者の監査役が参加し、当該監査役は対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことでした。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 22 年 7 月 26 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成 22 年 7 月 30 日に「平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要及び対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表

した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付け期間中に、第 37 期第 1 四半期に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

さらに、対象者は、平成 22 年 7 月 30 日に「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 30 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 23 年 3 月期の配当予想を修正し、平成 23 年 3 月期の剰余金の配当（中間配当及び期末配当）を行わないことを決議しているとのことです。

①業績予想の修正の概要（平成 22 年 7 月 26 日公表）

平成 23 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日）

	営業収益	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 16,800	百万円 200	百万円 190	百万円 30	円 銭 1.23
今回発表予想 (B)	17,300	360	340	130	5.33
増減額 (B-A)	500	160	150	100	—
増減率 (%)	3.0	80.0	78.9	333.3	—
(ご参考) 前期第 2 四半期実績 (平成 22 年 3 月期第 2 四半期)	16,688	38	3	△55	△2.25

②平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信の概要（平成 22 年 7 月 30 日公表）

損益の状況（連結）

会計期間	平成 23 年 3 月期 第 1 四半期連結累計期間
営業収益	8,633,132 千円
営業原価	7,736,475 千円
販売費及び一般管理費	678,096 千円
営業外収益	15,803 千円
営業外費用	23,339 千円
四半期純利益	66,283 千円

1 株当たりの状況（連結）

会計期間	平成 23 年 3 月期 第 1 四半期連結累計期間
1 株当たり四半期純利益	2.72 円
1 株当たり配当額	—
1 株当たり純資産額	445.30 円

以 上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表（平成 22 年 7 月 30 日 15 時 20 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、富士物流株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、三菱倉庫株式会社及び富士物流株式会社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本プレスリリースには、三菱倉庫株式会社及び富士物流株式会社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは出来ません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。